

市役所の申告受付日程

Table with columns: 会場, 日程, 受付時間. Details reception hours for 3/2-3/16 and 3/9 (night window).

市役所受付の混雑予想 (3月2日~3月16日)

Table showing congestion forecasts by date and time (morning, afternoon, night) with icons representing the number of people.

申告を行う際の注意事項

「控え」が必要な方へ=市民税・都民税申告書を郵送で提出する方... 「医療費の領収書返却希望」と記入したメモと、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

税の申告はお済みですか

「市民税・都民税」「所得税」の申告書は3月16日(月)までに提出を... 郵送でも申告できます

市民税・都民税の申告と相談は課税課市民税係(市役所2階)へ

470-7777(内線2333~2337)

「市民税・都民税」の申告書は「市役所」へ、「所得税」の確定申告書は「東村山税務署」へ、いずれも3月16日(月)までに提出してください

夜間申告窓口を開設します

3月9日(月)に、夜間申告窓口を開設します。時間は左表をご覧ください

市民税・都民税の申告が必要な方

(1) 2年1月1日現在、市内に住居登録があり、前年中に収入があった方... (2) 給与所得者で、次の①③のいずれかに該当する方

①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方... ②元年(平成31年)中に退職し、2年1月1日現在就職していない方

市民税・都民税の申告が必要な方

(1) 前記「申告が必要な方」に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方... (2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から

前年中に収入のなかった方も市民税・都民税の申告をお願いします

前年(元年(平成31年))中に、病気・失業・学生などの理由で収入がなかった方も、申告書を提出することにより、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料になります

市民税・都民税の申告書が届かない方へ

申告書は、昨年申告をした方に郵送しましたが、届かない方は、課税課市民税係へご連絡ください

申告に必要なもの

申告書・印鑑・マイナンバーカード(お持ちでない方は、個人番号確認書類(通知カードなど)と本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など))

2年度課税(非課税)証明書の発行

2年度(元年(平成31年)分)所得の課税(非課税)証明書の発行は、毎月の給与から市民税・都民税が差し引かれる方(個人納付分のない方)は5月13日(水)を、そのほかの方は6月上旬以降を予定しています

東村山税務署での所得税の確定申告

確定申告書は税務署に郵送で提出できます... 東村山税務署(〒189-18555、東村山市本町1-20-22)では、確定申告書を郵送でも受け付けています

ご注意ください

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません... 確定申告をする必要があります

軽自動車税(種別割)の申告(手続き)は3月中旬

元年10月1日から、「軽自動車税」は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されました

軽自動車税(種別割)の申告(手続き)

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に課税されます

取扱窓口

取扱窓口は、軽自動車(種別割)の申告(手続き)が異なる場合があります

軽自動車などの申告(手続き)場所

Table mapping vehicle types (e.g., 原動機付自転車, 小型特殊自動車, 軽自動車) to their respective reporting locations and contact numbers.

Q 車両がないのに「軽自動車税(種別割)納税通知書」が届いているのは、なぜですか

A 軽自動車税(種別割)は、4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に課税されます

Q 平日に市役所へ行けない場合、手続きはどうすればよいですか

A 同居の親族の方は納税義務者に代わって手続きができます

Q 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は3月中旬に済ませたいのですが、どうすればよいですか

A 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に課税されます

Q 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、どうすればよいですか

A 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に課税されます

Q 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、どうすればよいですか

A 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に課税されます

Q 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、どうすればよいですか

A 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に課税されます

Q 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、どうすればよいですか

A 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に課税されます

Q 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、どうすればよいですか

A 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に課税されます

Q 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、どうすればよいですか

A 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に課税されます

Q 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、どうすればよいですか

A 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に課税されます

Q 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、どうすればよいですか

A 軽自動車(種別割)の申告(手続き)は、4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に課税されます